

## 【用語の解説】

## 用語の解説

英字	
GAP	<p>農業生産工程管理（Good Agricultural Practice、以下「GAP」という）とは、農業生産者自らが、</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>① 農作業の点検項目を決定し（Plan）、</li> <li>② 点検項目に従い農作業を行い、記録し（Do）、</li> <li>③ 記録を点検・評価し、改善点を見出し（Check）、</li> <li>④ 次回の作付けに活用する（Action）</li> </ol> <p>というPDCAサイクルにより、農業生産工程を管理する手法である。</p> <p>GAPは、農産物の食品としての安全性の確保、環境保全、労働安全といったことに資するだけでなく、品質向上やコスト削減による農業所得向上等の経営改善にも寄与する手段である。</p>
NPO（法人）	<p>営利を目的としない民間の組織や団体。会費、事業収入、民間の寄付、行政の補助金等を財源にして、ボランティアの労働力などで運営を行う。活動領域は福祉、環境からまちづくりまで幅広く、行政とは独立して自主的に社会貢献活動を行うなど市場でも政府でも十分に供給できないサービスを提供しており、新たな公益活動の担い手として注目されている。</p> <p>また、特定非営利活動促進法に基づき、法人格を取得し、法人として、銀行で口座を開設したり、事務所を借りるなどの行為を法人の名で行えるNPO法人（特定非営利活動法人）と任意団体等を含む広義のNPOと区別している。</p>
か行	
基幹的農業従事者	<p>自営農業に主として従事した世帯員（農業就業人口）のうち、ふだんの主な状態が「主に仕事（農業）」である者</p>
耕作放棄地	<p>過去1年以上作付けせず、今後数年の間に再び作付けする考えのない耕地。</p>
さ行	
集落営農	<p>集落など地縁的にまとまりのある一定の地域内の農家が農業生産を共同して行う営農活動。</p> <p>[1]転作田の団地化、[2]共同購入した機械の共同利用、[3]担い手を中心となって取り組む生産から販売までの共同化など、地域の実情に応じてその形態や取組内容は多様である。</p>
食料産業クラスター	<p>クラスターとは、本来「ぶどう等の果実の房」を意味するが、現在では、「群、集団」を表す言葉としても使用されている。食料産業クラスターとは、食品産業、農業、関連業種による連携構築を意味し、地域に密着した食品産業の振興を図る取組として期待されているもの。</p>
た行	
特定農業団体	<p>担い手不足が見込まれる地域において、その地域の農地面積の2/3以上について農作業を受託する相手方として、一定の地縁的まとまりを持つ地域の地権者の合意を得た任意組織であって、農業生産法人となることが確実と見込まれ、地権者から農作業を引き受けるよう依頼があったときは、これに応じる義務を負うという性格を有する任意組織。</p> <p>（農業経営基盤強化促進法第23条第4項）</p>

特定農業法人	担い手不足が見込まれる地域において、その地域の農地面積の過半を集積する相手方として、一定の地縁的まとまりをもつ地域の地権者の合意を得た法人であって、地権者から農地を引き受けるよう依頼があったときは、これに応じる義務を負うという性格を有する農業生産法人。 (農業経営基盤強化促進法第23条第4項)
土地改良区	土地改良法に基づき、一定の地域について、15人以上の農業者（原則として使用収益者）により土地改良事業を実施することを目的として設立される団体。規模は数ヘクタールから数市町村にまたがるものまで多岐にわたり、かんがい排水事業やほ場整備事業等を実施するほか、これら事業により造成された土地改良施設や国、県等が造成した土地改良施設の維持管理等を行っている。
単収	農産物の単位当たり収量
な行	
農業総所得	農業所得 {農業粗収益（農業経営によって得られた総収益額）－農業経営費（農業経営に要した一切の経費）}＋農外所得 {農外収入（自営兼業収入、給料・俸給）－農外支出（自営兼業支出、通勤定期代等）}＋年金・被贈等の収入。
農業就業人口	自営農業のみに従事した者または自営農業以外の仕事に従事していても年間労働日数でみて自営農業が多い者
農振農用地区域	農振法に基づき、農業振興地域内において今後相当長期にわたり農業上の利用を確保すべき土地として市町村が農振整備計画で用途（農地、採草放牧地、農業用施設用地等）を定めて設定する区域。

#### 農家等分類関係

用 語	定 義
農 家	経営耕地面積が10アール以上の農業を営む世帯または農産物販売金額が年間15万円以上ある世帯（1990年以降の定義）
販売農家	経営耕地面積30アール以上または農産物販売金額が年間50万円以上の農家
主業農家	農業所得が主（農家所得の50%以上が農業所得）で、1年間に60日以上農業に従事している65歳未満の者がいる農家
準主業農家	農外所得が主で、1年間に60日以上農業に従事している65歳未満の者がいる農家
副業的農家	1年間に60日以上農業に従事している65歳未満の者がいない農家（主業農家及び準主業農家以外の農家）
専業農家	世帯員のなかに兼業従事者が1人もいない農家
第1種兼業農家	世帯員のなかに兼業従事者が1人以上おり、かつ農業所得の方が兼業所得よりも多い農家
第2種兼業農家	世帯員のなかに兼業従事者が1人以上おり、かつ兼業所得の方が農業所得よりも多い農家
自給的農家	経営耕地面積30アール未満かつ農産物販売金額が年間50万円未満の農家
農家以外の農業事業体	経営耕地面積が10アール以上または農産物販売金額が年間15万円以上の農業を営む世帯（農家）以外の事業体
農業サービス事業体	委託を受けて農作業を行う事業所（農業事業体を除き、専ら苗の生産及び販売を行う事業所を含む）

